



防犯カメラの設置及び利用基準

光城学区防犯カメラ連絡協議会（光城学区連絡協議会）

平成 31 年 1 月 10 日より施行

光城学区防犯カメラ連絡協議会（光城学区連絡協議会）が設置する 防犯カメラの設置及び利用基準

（目的）

第1条 光城学区防犯カメラ連絡協議会（光城学区連絡協議会）は、光城学区地域に設置する防犯カメラについて、窃盗などの犯罪の防止を図ることと、市民の容貌や行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運用を行う事を目的とする。

（防犯カメラの設置の概要）

第2条 防犯カメラは、下記に記載した場所に 22 台設置する。モニター、録画装置及びその他の機器一式は、下記場所に設置する。

No.	所在地	設置台数	設置年度	施工業者	建物等名称
*1	金城町 4 丁目	1	H29	カナザワ電気	光城学区集会所
	金城町 4 丁目	1	R5.12.30	(有)タカギ無線	光城学区集会所カメラ更新
*2	光音寺町 2 丁目	1	H29	カナザワ電気	金毘羅大龍院
	光音寺町 2 丁目	1	R5.12.30	(有)タカギ無線	金毘羅大龍院カメラ更新
3	水草町 1 丁目	1	H30	カナザワ電気	服部 肇様宅
4	六の切 2 丁目	1	H30	カナザワ電気	㈱昭和写真工業所様
5	金城町 4 丁目	1	H30	カナザワ電気	斉藤 修様宅
6	光音寺町 4 丁目	1	H30	カナザワ電気	杉野 朋高様宅
*7	水草町 2 丁目	1	H31 (R1)	(株) 戸崎商店	青和荘 佐々木功至様宅
8	浪打町 1 丁目	1	H31 (R1)	(有)タカギ無線	天野 吉昭様宅
9	浪打町 1 丁目	1	H31 (R1)	(有)タカギ無線	河合 敦様宅
10	中丸町 3-2-3	2	H31 (R1)	(株) エムテック	光城コミュニティセンター
11	浪打町 2-68-2	1	R3.11	(有)タカギ無線	近藤 敏彦様宅
12	光音寺町字野方 1907-233	1	R3.12	(有)タカギ無線	水野 熙三様宅
13	光音寺町字野方 1907-135	1	R3.11	(有)タカギ無線	近藤 正行様宅
14	光音寺町 1-63	1	R3.11	(有)タカギ無線	松山 登様宅 (喫茶カラカス)
*15	光音寺町字野方 1919-7	1	R3.12	(株) 戸崎商店	光城川中学童クラブ 今期カメラ更新

16	水草町 2-30	1	R5.1.24	(有) 高木無線	外灯ポール No424 (水谷様宅前)
17	光音寺町 3-51	1	R5.1.24	(有) 高木無線	外灯ポール No11405 (新井様宅前)
18	光音寺町 4	1	R5.1.24	(有) 高木無線	外灯ポール No12863 (光城小学校北西角)
19	金城町 4-27	1	R4.12.20	(有) 高木無線	六所社 (神社)
20	中丸町 2-48	1	R4.12.20	(有) 高木無線	山信 (株)
21	光音寺町 2 丁目 53	1	R5.10.17	(有) 高木無線	どんぐり広場

※7 は行政対象外で設置 (ライオンズクラブ寄贈)

※15 は行政対象外で設置 (ライオンズクラブ寄贈)

※21 は新規設置分

※1 及び 2 は今期更新分

(防犯カメラの設置及び利用)

第3条 防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的を達成するために設置個所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影する事がないようにする。

2 防犯カメラの設置者 (以下「設置者」という。) は、設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

(1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨

(2) 設置者名 ; 光城学区防犯カメラ連絡協議会 (光城学区連絡協議会)

(防犯カメラの管理責任者等の指定)

第4条 設置者は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

2 管理責任者は、後藤忠清 (光城学区防犯カメラ連絡協議会会長) とする。

3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の視聴等を行う取扱者 (原則、管理責任者とは別の者) を指定する。

4 取扱者は、後藤忠清 (光城学区防犯カメラ連絡協議会会計) とする。

5 画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱者のみとする。

(画像の保存及び取扱い)

第5条 設置者、管理責任者及び取扱者 (以下「設置者という。」) は、画像の漏洩、紛失、き損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。

(2) 画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第6条に定める場合を

除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。

- (3) 画像の保存期間は、2週間とする。
- (4) 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。(又は上書き消去となる)
- (5) 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

(画像の利用及び提供の制限)

第6条 設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合(画像の提供を求めるときは文書によるものとする)
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 画像から識別される本人の同意がある場合、又は本人へ提供する場合

(苦情等の処理)

第7条 苦情や問い合わせには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第8条 設置者は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。


- 2 この基準に記載されていない事項については、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン(平成19年9月10日施行名古屋市市民経済局長決済)」に準じて取り扱う。
- 3 パトロールなどの防犯活動については、光城学区連絡協議会とともに定期的に行うものとする。

(画像閲覧方法)

第9条 事件や事故等で画像を見たい場合は、取扱者(後藤 忠清…ごとうただきよ)まで電話連絡をする。尚、電話しても通話不可能の場合、追って取扱者より折り返しの電話をする。

場合によっては、ヤフーメール或いはLINEメールを入れてもらえば連絡ミスがなくて済む。

ヤフーメールアドレス ; kuruf78331@yahoo.co.jp

 090-1985-3232

- 2 電話では場所と時間を取り決めて、取扱者が必要な準備をした上で現地に赴く。
- 3 現地で画像を確認してもらい、必要なら画像をUSB等にコピーしてもら

附則

この基準は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。

この基準は、令和元年 12 月 17 日から施行する。

この基準は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

この基準は、令和 3 年 12 月 3 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 1 月 24 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 11 月 9 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 12 月 30 日から施行する。